

市政懇談会によろこそ

2014年9月12日
日本共産党名古屋市議団

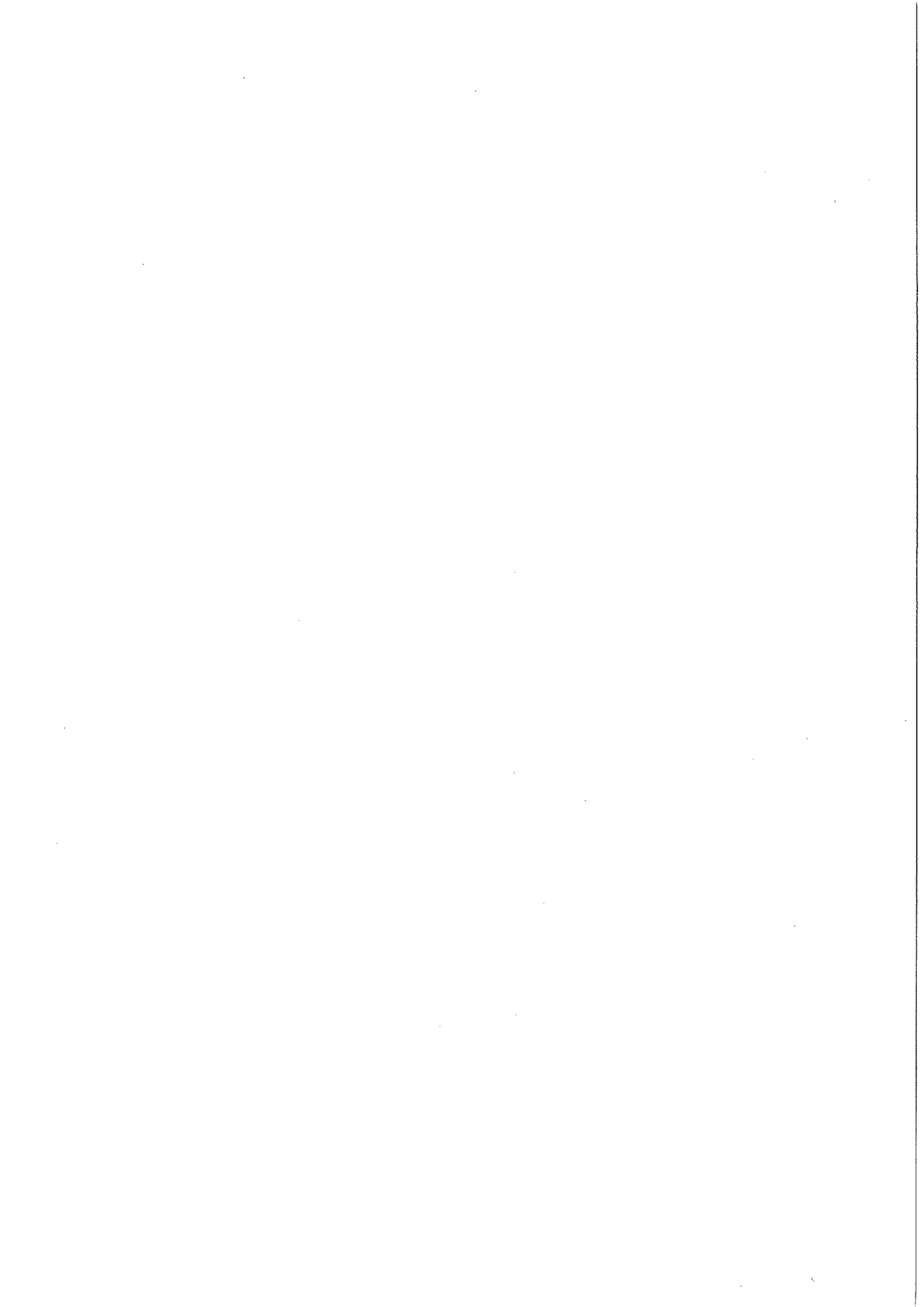
予定

18時30分 開会

- * 司会（山口清明市議）
- * 開会あいさつ（わしの恵子市議）
- * 報告（田口一登市議） 9月議会の焦点と党市議団の対応

- * 会場発言・質疑
本日の議題だけでなく、自由なテーマで結構です。
（多くの方の発言を保障するため、短時間でお願いします。）
- * 閉会あいさつ

20時30分 閉会



9月議会の焦点と党市議団の対応

2014年9月12日 田口一登

1. 安倍政権の反動的暴走に抗し、市民の暮らしを守る防波堤に

- 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を——意見書の提出を求める請願が不採択に（11日付「赤旗」）。それでも党市議団は意見書案を提出した。
- 消費税率10%への再増税の中止を求める意見書案も提出。
- 9月議会後半の決算審査では——市政の問題点をただし、市民要求の実現を求める論戦を行う。ご意見・ご要望を。

2. 9月議会の主な議案と対応

(1) 名古屋市の総合計画2018

- 「国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくる」（重点戦略3）として、リニア中央新幹線の開業を前提に、名古屋駅周辺の大規模な開発の推進を前面にした計画。一方、福祉は、「助け合い」（重点戦略1）という美名のもとに、自立・自助を強いる方向性が透けて見える。
- 名古屋駅前には超高層ビルが林立する一方で、高齢者などが買い物に困る地域が広がり、市営住宅など市の施設は老朽化してみすばらしい姿をさらす——こんないびつな名古屋のまちづくりでいいのか。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関する条例案

- 子ども・子育て支援新制度とは？——保育の市場化めざすもの。同時に、法案修正で、市町村の保育実施責任をうたった児童福祉法24条1項が復活。
- 施設・事業の基準を定める4つの条例案（添付資料「条例案に盛り込まれる基準と市の対応」）⇒保育水準を維持・拡充させるという観点から質問する。学童保育については、土地・施設の確保に対する市の支援強化などを求める。
- 「子ども・子育て支援事業計画」案（これは議案にならない）がパブリックコメント実施中⇒保育の必要量の確保は、認可保育所の整備を基本に進めるべき。
- 保育料はどうか？——なごや子ども・子育て支援協議会の教育・保育部会から、「平成27年4月当初、現状維持を基本に」との意見具申⇒来年の2月議会に利用者負担に関する条例案と予算案が提出される予定。保育料据え置きと実費徴収・上乗せ徴収による負担を増やさないよう求める。

(3) レゴランドへの土地の期限付き無償貸し付け

- 金城ふ頭に建設するレゴランドジャパンのために、開業までの間、市は土地を無償で貸し付ける。

重点戦略

「まちづくりの方針」に基づいて、重点的に取り組むべき戦略を示します。また、戦略を推進していくために、「都市像の実現に向けた施策・事業」の中から、5年間の計画期間に特に優先的に取り組むものを示します。

戦略1

子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます

- 若い世代や子育て世代の住まいの地として選ばれるまちづくりを最優先にすすめます。
- 元気な高齢者を増やし、地域における助け合いの仕組みづくりをすすめることで、地域の活力を高めていきます。

✓ 安心して子育てできる環境づくり

- 妊娠期から出産・育児、子ども・若者の自立まで、切れ目のないきめ細やかな支援
- 子ども一人ひとりの個性を大切に、児童・生徒が安心していきいきと学校で過ごすことができる環境整備

保育所入所待機児童対策
 なごや子ども応援委員会の設置
 子ども・若者の自立支援



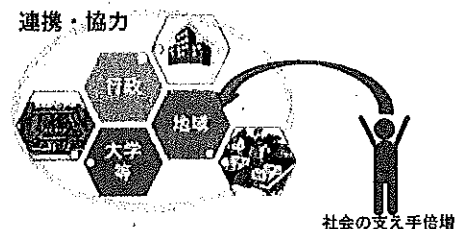
✓ 助け合いながら暮らせる地域づくり

- 孤立化など、地域の問題を解決するため、行政だけでなく、地域住民、NPO、大学等が連携・協力
- 多くの元気な高齢者が豊富な経験を活かせるような活躍の場を創出し、社会の支え手として活躍できるよう支援

ナゴヤ版 地域包括ケアシステムの実現

（地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業）
 在宅医療・介護連携推進事業
 地域力の再生による生活支援推進事業

子ども青少年「すこやかなごや」ひとづくり
 まちづくり事業



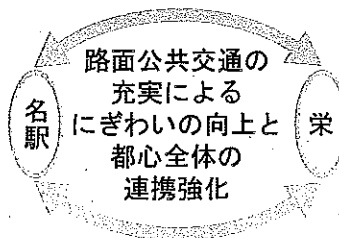
戦略3 国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります

- 首都圏のバックアップ機能など新たな役割を担えるような、大きく強い都市をめざします。
- 広域的な取り組みを積極的に展開するとともに、集積する産業や商業などの強みを強化します。

✓ リニア中央新幹線開業を見据えた都心部の魅力づくり

- ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかり、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」の形成
- 都心のシンボル空間の形成をめざして、久屋大通公園などの公共空間の再生、民間再開発の促進、界隈性の充実による魅力にあふれたまちづくりの推進

リニア中央新幹線開業を見据えた
名古屋駅周辺のまちづくりの推進



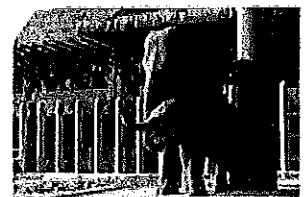
栄地区まちづくりプロジェクト
の推進



✓ 「また来たい」ナゴヤの創出と圏域の活性化

- 名古屋らしい魅力の創出と魅力を国内外に発信
- 観光案内などの強化

名古屋城の整備、東山動植物園の再生、
金城ふ頭の開発、観光案内の充実・Wi-Fiの整備、
観光プロモーション・なごやめしブランドの推進、
コンベンション等MICEの誘致推進



✓ ものづくり経済圏の中核都市ナゴヤの実現

- 日本の真ん中という地の利や、ものづくり産業の集積を活かし、次世代産業の育成や産業交流拠点の形成の推進

戦略的産業振興施策の推進
航空宇宙産業新規参入・販路拡大支援事業
医療・福祉産業への参入促進
次世代産業見本市・展示会の開催

ものづくり経済圏
の中核都市へ



市政運営の取り組み

市民主体の市政運営

● 市民目線に立った行政

- 市民に対してわかりやすく情報を提供し、多様な意見を市政に反映する機会を設けることなどにより、市民の参画を促し、市民との相互理解のもとで市政を推進していきます。

● 多様な主体と行政の連携

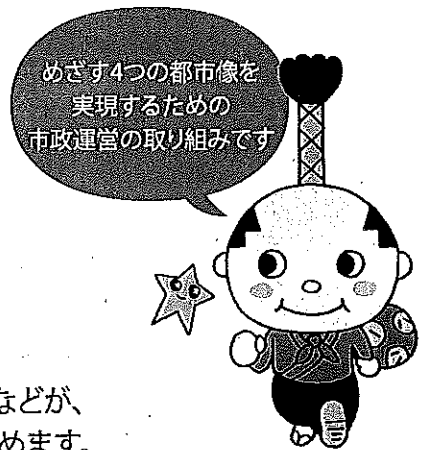
- 地域づくりへ市民の参加をさらに促進するとともに、地域団体やNPOなどが、自主的・自立的に活動できるよう支援し、地域主体のまちづくりをすすめます。
- 大学や企業との連携により、地域の課題解決に向けた取り組みをすすめます。

● 地域に密着した行政

- 市民に信頼される地域の総合行政機関をめざし、区役所が自主性・主体性を発揮し、特色や独自性を活かして地域の課題に取り組んでいきます。
- 社会の一員としての地域づくりの担い手の育成につながるような取り組みをすすめます。

● 市政運営を担う職員の育成

- 組織全体で職員の能力開発に取り組み、市民から信頼され、広い視野と熱意を持って名古屋の将来を築いていくことができる職員を育成していきます。



将来を見据えた市政運営

● 行政改革の取り組み

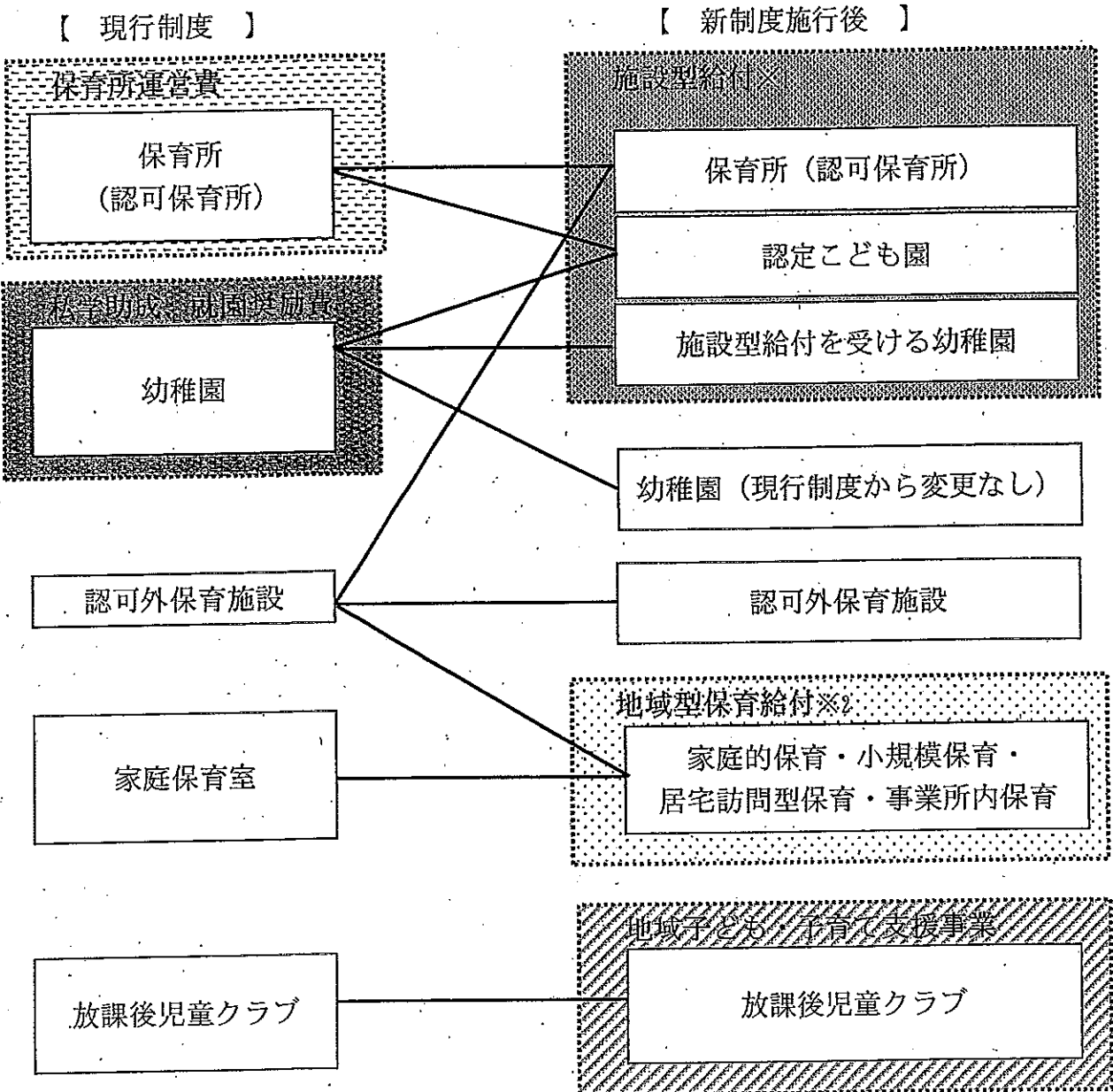
【行政改革の方針】

- 限られた人員や財源を一層有効かつ効率的に活用する必要があることから、不断の行政改革をすすめます。
- 行政改革をすすめるにあたっては、まず、内部管理などの市民生活に影響をおよぼさない見直しに取り組めます。
- 市民生活に影響を与えると考えられる見直しは、限られた人員・財源を施策の推進に効果が薄いものから、より高いものに振り向けることで、全体として市民サービスを確保する考えのもと取り組みます。
- 公的関与のあり方に関する見直しについては、民間が公を担う場面が拡大していることをふまえ、民でできることは民に委ねることを基本とした考えで取り組みます。

子ども・子育て支援新制度①
 制度の概要

(2014年7月3日教育子ども委員会資料より)

(3) 子ども・子育て支援新制度施行後の施設・事業の移行についてのイメージ図



※1 施設型給付 …保育所・認定こども園・幼稚園に対する財政支援

※2 地域型保育給付…家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育に対する財政支援

子ども・子育て支援新制度②

条例案に盛り込まれる基準と市の対応

(2014年7月3日教育子ども委員会資料より)

2 本市において条例で定める必要のある基準について

(1) 条例で定める必要のある基準

ア 認定こども園法で定められた幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

→幼保連携型認定こども園の認可基準を定めるもの

イ 児童福祉法で定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

→家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の認可基準を定めるもの

ウ 子ども・子育て支援法で定められた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

→認可を受けた施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の確認基準を定めるもの

エ 児童福祉法で定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

→放課後児童クラブの基準を定めるもの

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

国の基準（府省令）は、幼保連携型認定こども園等を適切に運営するための基準として規定されているため、国の基準を基本としつつ、本市の実情に応じて必要な規定を設けることとする。

具体的には、総則的事項として「なごや子ども条例の理念の追加」や「非常災害対策」等について規定する。

また、個別的事項として「乳児室の面積基準」、「家庭的保育者の資格要件」等といった既に本市が国の基準より高い水準で運用しているものについて、本市の水準に合わせるよう必要な規定を設けることとする。 ※

※幼保連携型認定こども園、事業所内保育事業——乳児室の面積を 1.65 m²から 3.3 m²に拡大。

家庭的保育事業——家庭的保育者は保育士とする。保育室または遊戯室の面積を 1.98 m²から 3.3 m²に拡大。

小規模保育事業B型——保育室または遊戯室の面積を 1.98 m²から 3.3 m²に拡大。

小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業——家庭的保育者は保育士とする。

名古屋市議会 市民が意見書

(皇類)。市の平和都市宣言とは逆方向のもの。一人の抱きながら、政治家として石を投じてほしい。(渡辺)。3人は思いを込めて書きました。

賛成は共産だけ
自民など不採択

採択を求める発言をしたのは日本共産党の、さほしあつ議だけでした。市民の不安を受け止め、解釈故の不安を軽減することに賛成の形を認めることに市として反対するものがあつた。

当本だかひの委員長(自民)は「私は不採択だが、副委員長の人(民主・減税)が保留で、意見が一致しなかった」と述べ、採択保留を表明。さした和議(自民)からの意見が出て、再び協議するため休題に入り1時間後にやっと再開しました。

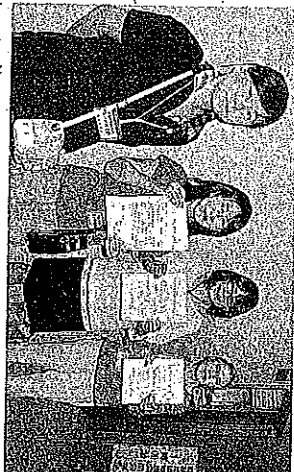
委員長は再び保留を表明しましたが、自民議員が議らる、不採択を問う動議を提出しました。この動議に対して賛否回数となり、委員長判断で採決することになりました。自民、公明、維新、民政(元減税)が動議に賛成し、議院は不採択となりました。減税は保留

渡辺さんは「具体的検討もせず、不採択にされ悔しい。世論が盛り上がり過ぎて、新たな議院も考えたい」と話していました。

「黒田の自衛権の行使容認に反対する意見書を採択してください」。名古屋市議会総務環境委員会での日、市民3人が、提出した請願の採択を求め口頭陳述しました。

請願を提出したのは新田本婦人の会と東支部支部長石倉朋美さん、同支部のみやじり班班長の早瀬兼代子さん、いのかと未来を守るネットグループの空古屋代表の渡辺優子さんです。

「戦争は二度と起こさせたくない。街頭宣伝でも高校生が協力してくれた」(石倉)。「他国のため武力行使に、そしてかかろだちたることがないこと」



委員会室前で陳述書を持つ(左から)早瀬、石倉、渡辺の3人と仲間に加賀繁保さん(右) 名古屋市役所員士会

赤旗 2014.9.11

9月12日から名古屋市会9月定例会（10月15日までを予定）

さはしあこ議員・田口一登議員が個人質問 10月3日からは決算審議も行われます

名古屋市議会の9月定例会が9月12日から10月15日の会期で行われます。

子ども子育て支援「新制度」に関連した条例案などを審議

提案される議案は「ひとり親家庭等医療費助成条例案」や子ども・子育て支援新制度に関連した条例案など、条例案7件、補正予算案4件、一般案件9件、人事案1件の21件の予定です。

このうち、ひとり親家庭等医療費助成条例と関連補正予算の4件は10月1日の施行に間に合うよう、先行して審議・採決を行うことになっています。

子ども子育て新制度に関連して、関連条例が4件提案されています。おおむね国基準に沿った基準を定めようという内容や、現行の市の基準に合わせるものな

9月議会の主な議案（補正及び決算を除く）

議案	内容
名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正	母子家庭だけでなく、父子家庭へも医療費助成を拡大するため関連3条例を改正。2014年10月1日施行
子ども子育て新制度に関連した条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
土地の無償貸付（レゴランドジャパン）	レゴランドジャパンの開業日まで金城ふ頭の土地93,785㎡をLLJInvestco株式会社に無償で貸し付け。2015年1月1日から。遅れても2017年6月1日まで
名古屋市総合計画2018の策定	計画策定の考え方、名古屋を取り巻く状況、長期的展望に立ったまちづくり、都市像の実現に向けた施策・事業を示す。2014年度から2018年度までの5年間の計画
指定管理者を指定	総合リハビリテーションセンター（社会福祉法人総合リハビリテーション事業団）瑞穂文化小劇場（愛知県舞台運営事業協同組合）貴船コミュニティセンター（貴船学区連絡協議会）

どが含まれています。

その他、金城ふ頭のレゴランドジャパンのために無償で土地を貸し付ける議案も提案されます。

また、10月3日からは2013年度決算が審議されます。日本共産党は市民のみなさんから寄せられたご意見やご要望を市政に反映させるために全力を尽くします。

2014年9月議会日程

月日	曜	会議	備考
9/12	金	本会議	開会 補正予算、条例改正等の提案
		教育子ども委員会	母子寡婦福祉法関係に父子を加える条例と補正予算案の審議
9/16	火	教育子ども委員会	条例と補正予算案の意思決定
9/18~22	木~月	本会議	個人質問（さはしあこ議員・田口一登議員） 22日に先行議案の議決
9/24~30	水~火	委員会	24日は3分演説 子育て新制度関連などの条例改正等の審議 26日は意思決定
10/1	水	本会議	補正予算等の採決 2012年度決算案の提案説明
10/3~10	金~金	委員会	決算の審議と意思決定
10/15	水	本会議	決算の委員長報告、討論、採決

一般会計補正予算の主な内容

事項	金額	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計支出金	500万円	母子及び寡婦福祉法の一部改正で父子福祉資金貸付金を創設
計	500万円	一般財源 500万円

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計に父子福祉資金貸付金を創設するため、1500万円を追加補正。財源は一般会計から500万円、市債で1500万円

【その他の補正】		
繰越明許費	9540万円	クオリティライフ21城北健康・交流広場の整備
債務負担行為（27~28年）	限度額 11億9800万円	椿町線の整備。工事が3カ年にわたるため

請願の締め切りは10月7日(火)です

2015年度予算要望（147項目）を提出 日本共産党市議団と河村市長が懇談（9月11日）

9月11日、日本共産党名古屋市議団は、2015年度の予算編成に当たって市長への要望を行いました。

悪政からの防波堤に

わしの団長は、市議団が実施した市政アンケートの結果を紹介した市議団ニュースを手渡し、消費税増税や社会保障改悪などで市民の多くが「生活が苦しい」と回答している現状をふまえ、消費税増税に反対し、医療・介護などの拡充を求めました。さらにリニアに関連して、環境問題をはじめ、住民の不安や疑問に答えられないJRにきっぱり申し入れるよう要求しました。

しっかり検討し予算に反映を

山口清明議員から147項目の中でも重点的な要望事項について説明をおこないました。「消費税増税など安倍政権の暴走から市民の暮らしを守ること。東京都議団も名古屋の敬老バスに注目しているほどで、日本一の福祉をしっかりと取り戻すこと。デング熱などの感染症対策に備えるためにも保健所などの体制強化をする。臨時教員の任用制度を改める。中小企業支援で働きやすさナンバーワンの名古屋をめざす。土砂災害などが相次いでいる中でもあり消防力を基準通り整備する。交通局のトラブルにはしっかり原因究明して対策をとる」などについて、しっかりと検討するよう求めました。

市長は、「消費税増税はいかん、敬老バスは交通局がもっと行革やって金儲けしないと。デング熱では東山公園でさっそく蚊の採集・最終調査もやっている。たまには褒めてくれないと」と答えました。

相生山線は12月には結論出したい

田口議員が弥富相生山線の建設の是非について、



答える市長（右中央）。手前は岩城副市長



河村市長に要望書を手渡す市議団

「住民意向調査を踏まえて市長が速やかに判断すること」を要望。河村市長は、「来年度の予算に間に合うように、12月中には判断する」と答えました。

臨時教員の継続雇用は勉強する

岡田議員が「毎年赴任校を変える名古屋市の異常な臨時教員の任用制度を改める」ことを求め、市長は「勉強する」と答えました。

被爆者には会う

さはし議員が「被爆者団体が市長と懇談を求めている」と求め、市長は「会ってもいいよ。国会議員時代には会っていた」と答えました。

予算要求の主な項目

1. 安倍政権の暴走から市民を守れ
2. 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す
3. 「子育てするなら名古屋」を本気ですすめる
4. 雇用拡大と中小企業の活性化で、内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす
5. 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる
6. 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる
7. 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する
(予算要望書はホームページをご覧ください)

2015年度予算編成にあたっての要望（7分野147項目） 1 p

2014年9月11日 日本共産党名古屋市議団

- (1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける
- (2) 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す
(敬老パス) (国民健康保険) (介護保険) (医療・保健衛生)
(高齢者の生きがい施策) (障害者福祉)
(生活保護・貧困対策) (税務)
- (3) 「子育てするなら名古屋」を本気ですすめる
(保育 子ども・子育て支援新制度) (児童福祉・療育)
(教育) (若者支援)
- (4) 雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす
(仕事起こし・中小企業支援) (雇用)
- (5) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる
(脱原発・自然エネルギー)
(防災) (環境・公害)
- (6) 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる
(買い物・文化) (市営住宅・居住福祉) (公共交通・自転車利用)
- (7) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する
(リニア中央新幹線)
(ムダな大型開発の中止・見直し)
(市民税減税の見直し)
(市政運営) (平和行政)

2014年9月10日議会運営委員会に提出した党市議団意見書(案) 14p

- (1) ゼロメートル地帯の実情に応じた防災対策への支援に関する意見書
- (2) 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する意見書
- (3) 消費税率10%への増税に関する意見書

9月定例会 市長提案理由説明より抜粋 2014年9月12日 17p

……市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきたい……

名古屋市長
河村たかし様

2014年9月11日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

2015年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民の暮らしを守るために、来年度予算編成にあたって盛り込むべき切実な市民要求をとりまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

さていま、市民の生活と権利を守るために名古屋市政に求められることの第一は、暴走を加速させている安倍政権の悪政から市民の暮らしを守る防波堤となることではないでしょうか。

アベノミクスの幻想がはがれ、消費税が増税などで物価が上昇し、勤労世帯の実質賃金は減少が続き、GDPも大幅に落ち込みました。消費税の10%への再増税などトンでもありません。日本共産党名古屋市議団の市民アンケートでは76%が「暮らしが苦しくなった」と回答し、その理由に多くの市民が「物価の上昇」をあげています。加えて年金や介護など社会保障の改悪、雇用の不安定化が進行しています。原発再稼働、新たな米軍基地建設、集団的自衛権の行使容認など数々の悪政が市民の暮らしと安全を脅かしています。

悪政からの防波堤として名古屋市政には、リニア頼みの名駅周辺再開発、名古屋城天守閣の木造復元など新たな税金の浪費につながる大型事業を断念し、大企業と高額所得者優遇の「市民税5%減税」も見直して、「福祉日本一の名古屋」と「子育てするなら名古屋」の実現、若者の雇用と中小企業の支援で「働きやすきナンバーワンの名古屋」を実現すべきです。予算編成と市政運営の軸足を思いきって市民生活の応援に移すことで、市民の所得を増やして地域経済の活性化をはかる、このことが市の財政も好転させる好循環への近道です。

原発事故は依然として収束の道筋すら見えません。再稼働など言語道断です。地震や津波、高潮への備えはもちろん、広島で土砂災害をもたらした集中豪雨への備えも待ったなしです。市民の生命と財産を守るために「脱原発宣言」を行い原発依存から抜け出し、防災・減災と環境重視のまちづくりにこそ力を注ぐべきです。

そして日本国憲法と地方自治の精神を市政の隅々まで活かし、「非核平和都市宣言」を行い、国際交流も活発にして、核兵器廃絶、平和、人権、民主主義を発信する世界とアジアの交流拠点となる「国際平和都市」をめざしましょう。

以下にとりまとめた147項目の要望について、しっかり検討していただき、実現に向けてご尽力いただくことを強くお願いいたします。

(1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 消費税の10%への増税は中止する。
2. 福井地裁の判決を重く受け止め、川内原発をはじめとする原発の再稼働は行わない。脱原発・自然再生エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。あわせて浜岡原子力発電所の永久停止と大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を中部電力及び関西電力に申し入れる。
3. 医療・年金・介護をはじめ社会保障予算のカットを中止し、憲法25条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
4. 集団的自衛権の行使を容認した憲法に反する閣議決定を撤回し、海外で戦争できる国づくりにつながる法制定をやめる。
5. 地元自治体の意向を無視して強行されている沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設への一切の動きを即刻中止する。
6. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP交渉から離脱する。

(2) 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

(敬老パス)

7. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。敬老パス予算は利用状況を正確に反映して算定し、定額補助金化しない。交付率向上の目標と計画を設定する。上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる市内の公共交通機関を拡大する。

(国民健康保険)

8. 国民健康保険料を一人当たり年間一万円引き下げる。
9. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減など対象者が把握できる減免は自動適応とし対象者全員の減免予算を計上する。
10. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行わない。滞納世帯に対しては国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談と分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
11. 医療費の一部負担金減免制度を拡充する。
12. 国民健康保険に対する県費補助の復活を県に申し入れる。

(介護保険・高齢者保健福祉)

13. 一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。

14. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすいよう必要書類の送付など制度の運用を改善する。
15. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講じる。
16. 要支援者の訪問介護・通所介護については引き続き専門職による必要な支援を継続する。新規申請者(利用・認定希望者)についてはもれなく要介護認定を行い、新総合事業への機械的な誘導は行わない。
17. 新総合事業を担う「多様な主体による多様なサービス」は専門的支援の代替としない。総合事業のあり方について住民主体の健康づくり・介護予防活動に取り組むNPOや協同組合をふくむ市民・関係団体と十分に協議を行ったうえで方向性を示す。

(医療・保健衛生)

18. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
19. 70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、一割負担に戻す。
20. 障害者医療費助成制度をはじめとする福祉医療制度を堅持する。愛知県の福祉医療制度を堅持するよう引き続き働きかける。
21. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
22. 無料低額診療を行う市内の医療機関を増やす。
23. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
24. 東西二つの市立病院は、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させ地域医療を支える。病院運営に地域住民が多様な形で参加する仕組みを整える。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
25. 指定管理者制度が導入された緑市民病院では、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上に取り組む。地域からの要望が強い産科を復活させる。
26. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは65歳以上の全年齢での接種を継続するとともに自己負担の軽減をはかる。
27. 小児へのB型肝炎ワクチンの接種費用を助成する。子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害を救済する独自制度を設ける。

28. エボラ出血熱、デング熱などの感染症に備え、保健所や生活衛生センターなど公衆衛生部門の体制を強化する。

(高齢者の生きがい施策)

29. 休養温泉ホーム松ヶ島など、高齢者の生きがい施策を堅持する。御岳休暇村も後期高齢者医療の協定保養所として位置づけるよう広域連合に求める。

(障害者福祉)

30. 介護保険が適用となる 65 歳からの障害者について、介護保険優先でなく、介護保険と障害者福祉のサービスの選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
31. 「障害者差別解消条例(仮称)」を制定する。相談・紛争解決のための体制づくりを先行させつつ、障害当事者も参加する条例制定検討委員会を立ち上げ、十分な議論の場を保障する。
32. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに市独自の加算や補助金を増額する。
33. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
34. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所もふくめた実態調査を行い雇用環境の改善に努める。雇用確保をふくめ特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
35. 相談支援事業の運営が補助金の出来高払化で不安定となっている。実態を早急に調査し必要な見直しを行う。相談支援専門員の体制を充実させ負担の軽減をはかる。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。

(生活保護・貧困対策)

36. ケースワーカー及び査察指導員を一人当たり担当世帯数が国基準となるよう増員する。警察官退職者の配置は見直す。
37. 法外援助を拡充する。とりわけ国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
38. 就労支援については、強迫的でなく寄り添い型で、ていねいに行う。心身の不調をかかえる要保護者にはとくに留意する。
39. 仕事・くらし・自立サポートセンターなど生活困窮者自立支援法にもとづく諸事業については、生活保護申請の前提ではないことを利用者と職員に徹底する。そのうえで生活保護もふくめた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
40. 子どもの学習支援事業は保護世帯とひとり親世帯向けの事業

を一本化し、対象とする児童生徒の年齢や要件を緩和、拡大する。

41. 「貧困ビジネス」といわれる生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業等について、実態調査を行い必要な改善をはかる。
42. 孤立死対策として各局及びライフライン業者等との連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金等の未納者に対しては給水停止の前に相談にのるなど必要な対応を徹底する。

(税務)

43. 税務事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な取り立てをやめ、納税猶予、換価の猶予、分割納付を柔軟に適用する。
44. 税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など家計と暮らしに関する相談を総合的に行う体制をつくる。
45. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
46. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

(3) 「子育てするなら名古屋」を本気ですすめる

(保育 子ども・子育て支援新制度)

47. 「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量の確保については、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を基本に進める。
48. 公私間格差を是正するための民間社会福祉施設運営費補給金制度を維持するなど現行の保育水準を維持・拡充する。
49. 小規模保育事業等の認可基準については、保育士は保育士資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業による格差を生じさせない。
50. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。
51. 公立保育所の廃園・民営化計画を中止するとともに、公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。営利企業の保育所経営への参入を拡大しない。
52. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所に対しては、市の責任で土地および施設を確保する。
53. トワイライトルームは住民合意がないまま拡大しない。

(児童福祉・療育)

54. 子どもの権利条約となごやこども条例をふまえて、「いじめ」

や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。

55. 障害児の放課後等サービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
56. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など新たな計画づくりに着手する。
57. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し市内4カ所体制を早期に確立する。
58. 児童相談所の児童福祉司を人口3万人に1人に増やす。児童心理司を増員する
59. 児童館の機能と役割を再整理し、中高生の居場所としての活用をはじめ、子育て支援のための機能を高める。
60. ひとり親家庭への支援をはじめ、子供の貧困対策について改善のための指標を盛り込んだ行動計画を当事者の参加を得て作成する。
61. 18歳まで医療費無料制度を延長する。

(教育)

62. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
63. 小学校の小規模校統廃合は保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消するため、学校を新設する。
64. 小中学校給食を無料にする。
65. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準にもとづき該当校に配置する。
66. 市独自で給付型奨学金制度を高校生対象に創設する。
67. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
68. 特別支援学級は小学校区に対象児童1人から設置する。発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
69. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
70. 子ども応援委員会の活動については子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を活かす。警察

官OB（スクールポリス）は配置しない。

71. スクールソーシャルワーカーは市立の小・中・定時制をふくむ高校に配置する。
72. 定時制高校の定員を増やす。
73. 名古屋市立大学への交付金は削減せず、研究と教育の予算と人員を確保する。
74. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。

（若者支援）

75. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
76. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる相談窓口を設ける。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
77. 市内中小企業等へ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設する。

（4）雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

（仕事起こし・中小企業支援）

78. 市内中小企業を対象とする市職員による500社の訪問調査（チャレンジ500）は、2014年3月末で374か所である。調査を加速させ、とくに小規模企業の実態把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
79. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第13条「小規模企業者への配慮」にもとづき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
80. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン（仮称）」へ発展的に見直す。
81. 住宅リフォーム助成制度をつくる。商店のリフォームについても助成する。
82. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度をつくる。

83. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など市独自の金融支援施策をつくる。
84. 下請業者の相談をきちんと受けとめる体制をつくる。
85. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
86. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど地元業者の受注機会を増やす。
87. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。

(雇用)

88. 雇用対策を強化する。産業振興ビジョンにある 2015 年までに 4 万人の新規雇用の目標（到達は 2013 年度まで 24801 人の新規雇用）を確実に達成し、そのうえで今後の計画を立てる。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援すると共に、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
89. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に働きかける。
90. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。
91. 市職員定数の削減をやめ、教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。とくにスクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員の正規採用をすすめる。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。

(5) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる

(脱原発・自然エネルギー)

92. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行う。
93. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電等をすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
94. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備えるとともに、衛生研究所の機能と体制を強化

する。

(防災)

95. 袋井市の「命山」のような人工の高台＝丘をゼロメートル地帯に設ける。
96. 津波避難ビルの指定拡大を進める。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。
97. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぐ。液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。
98. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果をふまえ、必要な対策を具体化する。
99. 土砂災害危険地域 警戒区域の総点検を行い、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
100. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行い、地域の防災マップづくりに住民主体で取り組む。NPOなどとも連携しながら地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
101. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。
102. 福祉避難所の設置を拡大し、避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のHP等で情報公開する。
103. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえて避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
104. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
105. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。

106. 集中豪雨による道路冠水、住宅等への浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行う。緊急時に住民へ土のう等を提供できる体制を整える。建物等からの雨水流出防止対策の強化とともに道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
107. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」にもとづく必要人数まで増員する。

(環境・公害)

108. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」で掲げた CO₂ を 2020 年までに 25%削減 (90 年比) する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例 (仮称)」を策定する。
109. 「弥富相生山線」建設の是非については、住民意向調査を踏まえて市長が速やかに判断する。その際には、再開・中止それぞれのデメリットへの対応策も示す。
110. 住民合意も必要性もない都市計画道路「高田町線」「山手植田線」「八事天白溪線」の建設計画を廃止する。
111. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
112. 大気汚染の常時監視測定局を増設するとともに、すべての測定局で微小粒子状物質 (p m_{2.5} 等) の測定ができるようにする。
113. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30% 目標を早期に達成する。
114. 環境アセスメントの対象となる事業の種類を拡大し、規模要件を引き下げる。
115. 名古屋都市高速道路については騒音・振動・大気汚染などで環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則を厳格に貫く。建設工事が始まる名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行うことを関係機関に働きかける。
116. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった大型車に中央より走行を要請する。「国道 23 号線通行ルール」の徹底を市として支援する。

(6) 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる

(買い物・文化)

117. 近隣の商店・スーパーの撤退などにより高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を市として把握す

る。また、困難地域において、民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買い物タクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。

118. 演劇、音楽、絵画など様々な市民の自主的な芸術文化活動を支援するために、創作団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く場をつくり、芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充させる。市民芸術祭の予算を復活させる。
119. 予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を増額する。経済的に困窮している家庭でも子どもが生の文化に触れる機会が持てるよう市として助成制度を創設する。

(市営住宅・居住福祉)

120. 市営住宅の駐車場使用料の値上げは中止する。減免対象を福祉向け住宅入居者等に拡大する。
121. 高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やす。
122. 老朽化した住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進する。
123. マンション等の集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
124. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした家賃補助制度を創設する。

(公共交通・自転車利用)

125. 交通局のあいつぐトラブル・ミスについては、現場職員の声をよく聞いたうえでその原因を総合的に分析し、抜本的な改善プランを作成する。
126. 市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
127. 市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持する。嘱託職員ではなく正規雇用の職員を計画的に増員する。
128. 自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在64：36）し、公共交通の充実を図る。
129. 自転車駐車場有料化を見直し、自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、環境にやさしい乗り物として自転車を位置づける。
130. 地下鉄各駅にホームドアを計画的に設置する。
131. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が10万人を超える主要駅に

ついて、名鉄やJR、近鉄に対してホームドアの設置を強く働きかける。

(7) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する

(リニア中央新幹線)

132. JR 東海のリニア中央新幹線建設計画は国民的要望も必要性もなく、環境への負荷も計り知れない。計画中止を JR 東海に申し入れる。国に対し工事実施計画を認可しないよう求める。
133. JR 東海は市主催の環境アセス説明会にも出席せず、沿線住民に対する情報提供は全く不十分である。環境や健康への悪影響、立ち退きへの不安などを抱える沿線住民への説明会開催など、JR 東海が説明責任を果たすよう市として申し入れる。
134. 名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について JR 東海からは十分な回答がなされたとは言い難い。あらためて市の指摘事項への回答を JR 東海に求める。
135. 用地買収など JR 東海が行うべき仕事を肩代わりしない。
136. リニア開業を前提にした名古屋駅周辺の大型開発推進を見直す。笹島の巨大地下通路建設は中止する。

(ムダな大型開発の中止・見直し)

137. 名古屋城天守閣の本造復元、あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、名古屋港の国際バルク戦略港湾にもとづく新たな埋め立てと大水深岸壁建設など、不要不急の大型事業は行わない。
138. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については関連企業にも応分の負担を求める。国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。
139. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。

(市民税減税の見直し)

140. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。5%減税は抜本的に見直し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。

(市政運営)

141. 地域委員会は、市の行政責任を住民に転嫁する福祉の「民間化」

の受け皿にはしてはならない。7地域でのモデル実施の取り組みを検証しつつ、住民自治の発展方向を探求する。

142. 議員等からの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
143. 議会基本条例を尊重し、議会報告会や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。
144. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
145. 男女平等参画推進条例にもとづく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率が減少している。現在の34.8%から速やかに50%まで引き上げる。

(平和行政)

146. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流を進める。
147. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核平和都市宣言を行う。名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めない。名古屋空港の基地機能強化に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験を直ちに中止する。

ゼロメートル地帯の実情に応じた防災対策への支援に関する意見書（案）

南海トラフを震源域とする海溝型巨大地震及びそれに伴う津波による被害想定が、本市及び愛知県から相次いで公表された。本市の想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震の場合、最大震度7、津波水位は最高3.6メートル、市内の約4分の1が浸水し、最大の死者数は約6,700人、全壊棟数は約3万4千棟と推計している。特に名古屋市南西部では、津波による深刻な被害が危惧されており、対策の強化が急がれている。

国においては、津波防災地域づくりに関する法律などにより、東日本大震災の教訓を踏まえ、粘り強い構造の海岸堤防の構築や津波災害警戒区域等の指定に必要な基本指針を策定するなどの取り組みが進められている。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定では、陸上において津波により30センチメートル以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずるとされた地域が指定対象地域とされ、津波避難施設等の整備に対する補助金支給など、国による支援が強化されることとなった。愛知県でも渥美半島に位置する地方公共団体などがこの強化地域に指定されたが、伊勢湾の奥に位置する本市等は津波到達時間が30分以上あるなどとされ強化地域には指定されなかった。

しかしながら、日本最大のゼロメートル地帯である名古屋市南西部などでは、液状化現象や地震発生直後の河川・海岸堤防の沈降による浸水及びその後到達する津波等により、深刻な被害が想定されており、津波避難施設の整備に加えて、河川・海岸堤防の耐震化、液状化対策や排水機場の耐震化・耐水化など、この地域の実情に応じた防災・減災対策が早急に求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないゼロメートル地帯についても、地域の実情に応じた防災・減災対策への支援を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

宛(各通)

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する意見書（案）

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が平成26年7月1日に行われたが、十分な説明がなされ、多くの国民が納得したとは言えない状況が今も続いている。

従来、政府は、集団的自衛権については、「行使ができないというのは、これは憲法9条の制約である」、「わが国の自衛のために必要最小限度の武力行使しかできない」、集団的自衛権の行使は「自衛の枠を超える」（昭和58年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

一内閣が憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を認めるということは、立憲主義とは相入れないとの指摘もあり、日本弁護士連合会と全国の52の弁護士会全てで反対する決議や声明が出されている。

また、日本が攻撃されていなくても武力行使で協力できる集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争に引き込む可能性があるとの指摘もあり、閣議決定後の世論調査などからは、少なくない国民が行使容認への不安感を強めている実態が浮かび上がっている。

59宗派、105団体が加入する公益財団法人全日本仏教会も「このたびの集団的自衛権の行使を容認する閣議決定には、人間の知恵の「闇」を垣間見るがごとき、深い憂慮と危惧の念を禁じ得ません」との理事長談話を発表した。

元内閣法制局幹部や元自衛隊幹部、改憲の立場に立つ憲法学者などからも閣議決定による集団的自衛権の行使容認に反対する意思が次々と表明されており、徴兵制の採用についても危惧する声がある。

このように、集団的自衛権の行使を容認することについては、閣議決定後もいまだに多くの厳しい意見が表明されている。集団的自衛権の行使を認めるか否かは日本の国のあり方を問う重要な問題であり、十分な国民的議論こそが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定を撤回し、改めて国民的議論を踏まえて慎重に審議するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

宛（各 通）

消費税率10%への再増税に関する意見書（案）

内閣府が平成26年9月に発表した本年4～6月期のGDP成長率の2次速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.8%減、年率換算で7.1%減の大幅な落ち込みとなった。特に民間最終消費支出いわゆる個人消費は前期比実質5.1%減、年率換算では19.0%減と急激に冷え込み、統計上比較可能な過去20年で最大の落ち込みとなった。4月の消費税率引き上げによる影響はもはや「想定内」とは言えない。

個人消費の落ち込みが深くなっている原因には、家計収入の伸びが物価上昇に追いつかず、実質収入が減り続けていることにあるとの見方もある。政府の家計調査でも勤労世帯の実収入は平成26年6月に前年同月比で実質6.6%もの減少となり9カ月連続の落ち込みとなっている。景気がよくなれば賃金が上がり所得がふえるという経済の好循環が実現しているとは言いがたい。

また、GDPの大幅な落ち込みは、消費税率引き上げ分の販売価格や下請代金への転嫁に苦しんでいる中小企業や下請事業者を売り上げの面でも脅かし、一層の苦境に追いやることになる。

そのような中、消費税率を10%へと再増税することになれば、国民の暮らしと日本経済に取り返しのできない打撃を与えかねない。今必要なのは、賃上げなどで国民の所得をふやすとともに、中小企業の苦境を直視した手厚い対策を強めることである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、来年10月から予定している消費税率10%への再増税については中止することも含め慎重に判断するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} 宛（各 通）

平成26年9月定例会

(9月12日)

市長提案理由説明②

本日、9月定例会が開催されるにあたり、ただいま議題に供せられました諸案件の説明に先立ちまして、市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきたいと存じます。

リニア中央新幹線につきましては、先日着工に向けた工事实施計画が国土交通省へ申請されるなど、巨大プロジェクトがいよいよ大きく動き出しております。我々も、2027年の開通に向けて、名古屋駅を誰にでも使いやすい国際レベルのターミナル駅とするため、椿町線などの名古屋駅周辺整備を着実に進めるとともに、魅力と活力にあふれるまちづくりを目指す取り組みについても急ピッチで進めていかねばならないと考えております。

リニア中央新幹線開業に加え、昨年11月に全線開通した名古屋高速道路と2019年の完成を目指す名古屋環状2号線、日本一の貿易額を誇る名古屋港、空の玄関口セントレアを併せると、日本の中央に位置する名古屋は極めて高い利便性を持つ大都市になると考えております。

一方で、東京と約40分で行き交えることによって、この名古屋が市民の皆様にとって住むだけの場所となり、仕事やレジャーは東京に出るレジャーは東京に出るといつたように、東京に依存した都市になってしまうのではないかと強い懸念を私は持っております。「東京都名古屋区」と言われるような存在になるのか、それとも世界中の人々を惹きつける「世界に冠たるナゴヤ」として大きく飛躍することができるのか、名古屋は今まさに“曲がり角”に立っております。

東京へ人口や資本が吸い取られるストロー現象が懸念されているところでございますが、逆に東京からヒト・モノ・カネを吸い寄せる“逆ストロー現象”を巻き起こすほどに、魅力と活力にあふれる「世界に冠たるナゴヤ」となるには、見かけの派手さだけではなく、中身の伴う“本物性”を追求した取り組みを進めなければならないと常々考えております。

これまでに私が考えている構想で主要なものは、名古屋城天守閣の木造復元・アジア最大級の国際展示場・1000メートルタワー・熱田神宮におかげ横丁のような場所をつくり、伊勢神宮と蒸気機関車でつなぐ構想・NHK交響楽団を抜き、ベルリンやウィーンの交響楽団と肩を並べる名古屋フィルハーモニー交響楽団構想・子どもの人生を市民みなで応援する都市像を具現化した子ども応援委員会と、6項目を挙げることができます。近頃、私はこれらのことを名古屋のTake 5プラスと呼んでおります。

これらは、目的や効果が不明確であると世間からよく批判される思いつきの「箱物行政」ではなく、必ずやヒト・モノ・カネを呼び込み、名古屋の発展に寄与できる中身の伴った構想であり、先祖代々名古屋に住み、従業員数名の家業経営の苦勞を体験するなど、紆余曲折を経て政治に20年以上携わってきた人生65年の集大成として、それこそ私が毎日朝から晩まで検討に検討を重ねている構想でございます。

これらの構想を実現するためには、職員の強い意欲が必須であり、約2万5千人の職員一人ひとりが、「ナゴヤの新製品」を生み出していくのだという強い精神を持って取り組む必要があると考えております。

今後とも名古屋の発展のため、知恵を絞り続けてまいりたいと考えております。

懇談会の感想やご意見、疑問、市議団に対する要望などをお書きください。

(さしつかえなければ、お名前・年齢・性別・ご住所をご記入ください)

お名前 () 年齢 () 性別 ()
ご住所 () 電話 ()

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

お忙しい中、ご記入ありがとうございました。いただいたご感想やご意見は、今後の市議会活動の参考にさせていただきます。お気をつけてお帰りください。
(後日、感想文をいただける方は、下記までお送りください)

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名古屋市役所内 日本共産党市会議員団
FAX 052-972-4190 E-mail mail.dan@n-jcp.jp